

緊急開催

「社会福祉法人経営セミナー」より

理解と信頼を得る攻めの法人経営に向けて

社会福祉法人の財務運営に求められていること

公認会計士渡部博事務所 所長 渡部 博

前号に続き、社会福祉法人制度の見直しの議論に関して、その概要とそれぞれの法人の財務を含めた法人運営上、何をなすべきかについて、お話しいただいた内容をご紹介します。

財務運営に関する現状分析

社会福祉法人の財務運営に求められていることを考えるには、現在の状態を把握しておく必要があります。

まず、財務運営の内的環境の「弱み」については、①役員報酬を支出しても良い事になっているが支給基準が定められていないこと、②自立的な経営が認められているにもかかわらず、財務計画が定め



講演する渡部 博氏

られていないこと。（ここでいう財務計画は単年度ごとの予算ではなく中・長期の計画をいう）、③公益法人であるにもかかわらず財務諸表を公開していないこと、が挙げられます。

次に外的環境の「脅威」については、①内部留保を蓄積し社会還元していないといわれていること②これまで非課税扱いとされてきた法人税等について、非課税を見直し課税することが検討されていることが挙げられます。

では、これらの「弱み」を「強み」に変えるにはどのようにしたらよいでしょうか。

まずは、合理性のある役員報酬基準等を作成する等によって適正かつ公正な支出管理を行うこと、

次には中長期財務計画を作成し余裕財産を明確化すること、そして財務諸表を積極的に公開し経営内容の透明化を図ることが考えられます。

また「脅威」を「チャンス」に変えるには、仮に剰余金があるのであれば地域公益活動に使えるような仕組みを考えること。これは、現在、様々な制限があつて地域公益活動にお金が使えない仕組みを変えていくことです。また、法人税課税・非課税の議論は今後も続いていくと想定され、一般企業になく社会福祉法人にある優位性をより発揮して非課税が継続されるようにしていくことが考えられます。

社会福祉法人のお金の使い方（財務規律）の確立について

ここでいうお金の使い方の方針は、各法人の財務諸表をどのように作成するか、ということではなく、各法人ごとに財務規律を確立して、最終的に余裕財産を明確化し、それを積極的に地域公益活動に使えるようにする道筋をつけようということ。これは介護、障がい、保育、措置施設の種別を問わず、法人全体に言われていることです。

ここで留意すべきは、明確化した余裕財産は地域公益活動に「使つてよい」ということではなく「使わなければならない」ということになっていることです。

このことには2つの課題があります。

一つには、平成12年度の社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉法人には財務自治が認められてきました。今回の余裕財産の地域公益活動への再投下計画は、所轄庁の許認可が必要であり、財務自治が後退する懸念があることです。

もう一つは、これまで事業で得た利益は、既存施設の修繕や建て替えのほか、新たな施設の建設、定員の拡大のための施設整備費用として使うことができましたが、これを既存施設の修繕や建て替えのみに限定し、定員の拡大や新たな社会福祉事業の施設整備への着手には使えなくなってしまうという内容で議論されていることです。

これは最終的な結論はまだ出ていませんが、得た利益を社会福祉事業の拡大に使えないとなると、本末転倒な話です。

余裕財産の明確化と

地域公益活動への再投下

では、余裕財産をどのように明



確化するのですが、内部留保から、
①社会福祉法に基づく事業に活用
している不動産等②再生産に必要な
財産③必要な運転資金を差し引
いたものを余裕財産（「再投下対
象財産」とすることとしています）
ここで留意しなければならぬ
のは、「②再生産に必要な財産」
です。

今回いわれている「②再生産に
必要な財産」は、既存の施設の大
規模修繕や建て替えと設備などの
更新に必要な積立金に限定され、
定員の拡大や新規社会福祉事業へ
の着手に必要な積立金は認められ
ていません。

また、大規模修繕や施設の更新
のための積立金についても、補助
金の活用や福祉医療機構からの借
り入れを前提とした額として実際
の積立額を抑え、その分再投下対
象財産が多くなるようにしようと
いうことが考えられています。

さらに、使用計画の無い積立金
等の資産は遊休財産とされ、「再
生産に必要な財産」とはみなさな
いということが考えられています。

そして、そうして算出した「再
投下対象財産」を、地域公益事業
のために「使わなければならない」
という議論がされています。

「③必要な運転資金」について

も、事業継続に支障が出ないよう
な規模の具体化が検討されていま
す。国は、これらの見直しを平成
27年度中に法制化し、平成28年度
から始めようとしています。

適正かつ公平な支出管理

このように、平成28年度からは
お金の使い方が窮屈になることが
見込まれていますが、あわせて、
適正かつ公平な支出管理が求めら
れることとなります。

ここでのポイントは3つありま
す。

まず、今回の見直しは公益法人
改革と同様、いわゆる遊休財産の
保有制限を設けることが考えられ
ており、財務規律という名目で遊
休財産（余裕資産）を整理しよう
としていることが一つ目です。

また、そのようにお金の使い方
が窮屈になることに対し、そのた
めの事務量が増えることから、そ
の分、役員報酬を増やそう、ただ
し、あらかじめ役員報酬基準を明
確に定めましょうということが二
つ目です。

なお、今回、法律で定めようと
しているのは、報酬支給の考え方
を定めた「規程」ではなく、具体
的な算出方法を定めた「基準」です。
そして、役員が関わる団体に不

当に利益を与えないということが
三つ目です。

非営利法人では、特定の個人が
経済的支配をしてはいけないこと
となっております。利益配分とみな
される役員報酬の支払いや関係者
に対する利益供与は、特定の者の
みに利益を供する行為であり、非
営利性の実践とは相反する行為と
見なされます。

財務諸表を含めた情報公開 について

すでに今年度から通知により財
務諸表等の公開が始まり、平成28
年度からはこれが法定化され、財
務諸表や現況報告書に加え、役員
報酬の基準や、役員報酬の総額も
公開すべきものとなる予定です。

それは、公益性、公共性の高い
非営利法人である社会福祉法人
は、広く国民にその運営状況を説
明する責任があるだろうという視
点からです。

ここで留意しなければならぬ
のは、「閲覧」と「公開・公表」
は違うものだという点をきちん
と理解していただくことです。「閱
覧」に関しては、平成12年からす
でに取り組んでいることですが、
いま、進めようとしていているのは
「公開」です。

社会福祉法人の財務運営に関する現状分析

閲覧というのは、福祉サービスの
利用を希望する者、あるいはそ
の利害関係者の求めに応じて見せ
ることで、公開というのは、制限
を設けずに広く納税者である国民

内的環境

弱み

- ①役員報酬基準、関係者への特別利益供
与禁止規程等がない
- ②財務計画のない法人の割合が47.3%
- ③財務諸表を公開していない法人が47.6%

脅威

- ④内部留保を備蓄し社会還元していない
- ⑤社会福祉法人の法人税課税の検討

強み

- ①適正かつ公正な支出管理（透明性と合理性の
ある役員報酬基準等）
- ②中長期財務計画による余裕財産の明確化
- ③財務諸表の公開による経営内容の透明化

チャンス

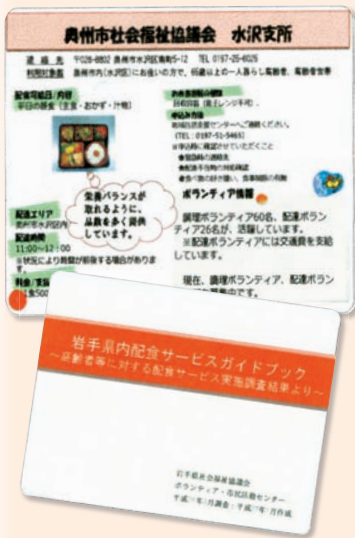
- ④福祉サービス、「地域公益活動」の増進
- ⑤実のある公益性・非営利性の推進による差別
化（法人税非課税の継続）

外的環境



「岩手県内配食サービスガイドブック」作成

岩手県社協ボランティア・市民活動センター



同ガイドブックは、当センターが県内で配食サービスを行っている社会福祉協議会、施設、団体、企業、

ホームページ「ずっぱりボランティアいわて」内で紹介

岩手県社協ボランティア・市民活動センターでは、県内の配食サービスの概要をまとめた「岩手県内配食サービスガイドブック」を作成しました。

対象者▽配食可能日と内容▽配達エリア▽配達時間▽料金と支払い方法▽お弁当容器の種類▽申し込み方法▽ボランティア情報などを、分かりやすく紹介しています。

高齢者や病气・障がい等により、自分で食事をつくるのが困難な方々や、そのような方を支える家族・関係者への情報提供などにご利用ください。

商店など104企業・団体に、サービス内容や申し込み方法、ボランティア募集の有無に関する調査（平成26年3月）を実施。うち掲載許可を得た43団体の情報を、ボランティア・市民活動センターホームページ「ずっぱりボランティアいわて」内で紹介しています。

に見せることです。また、現況報告書において公開しなければならぬ項目として、地域の福祉ニーズへの対応状況、社会貢献活動にかかる支出を答える欄が加えられるとともに、積立金については、積立て計画の有無や施設整備の場合の整備事由を記入する欄も加えられ、今後はさらに「役員区分ごとの報酬総額」等も検討されています。

ネットを活用して自ら公表することが義務化されました。これらの情報公開によって、一般の方々には社会福祉法人の役員の報酬がむしろ少ないのではないかとと思われるのではないのでしょうか。世の中の方々は、きちんと報酬を得て、責任を受けて事業を営むのが当たり前だと考えていますが、社会福祉法人は、長い歴史の中で、これまで無報酬でやってきました。常勤の役員も少なく、ほとんどの理事が非常勤ということでは、ガバナンスの発揮のしようがないのではないのでしょうか。

社会福祉法人への法人課税と社会福祉法人の今後の取組みについて

社会福祉法人への課税の議論はこれまでもされてきました。ただ、これまでは、「見直しがのぞましい」という表現だったのが、平成26年6月の政府税調による報告では、「見直しが必要」という強い表現となりました。あわせて、介護事業など対価を得て行う事業は原則課税とする方向での見直しも検討が必要とされました。

平成27年度の税制改正では、課税は見送られる見通しですが、このことは、今後も、毎年議論され続けることです。

では、私たちはこのようなイコールフットイング論に何で対抗し、非課税を維持していくのでしょうか、そのポイントは、社会福祉法人の公共性と非営利性の2つしかありません。

この2つは、社会福祉法人に

あって、一般企業にないものです。公共性とは何でしょうか、それは人的支配をしないことです。社会福祉法人は高い公共性が求められるがゆえに、設立時には所轄庁の認可、その後の監督が求められる、役員を自由に身内で固められない親族制限などの制約があります。それが故に非課税の恩恵を受けているのです。

一部の理事だけで独断でものごとを進めない、それを担保するのが理事会であり、実際の運営におけるガバナンスということになります。

一方、非営利性は、経済的支配をしないことです。社会福祉法人には経済的持分はなく、それがゆえに配当もなく、残余財産は国庫等に帰属することとなっています。

言い換えれば、一部の関係者だけが利益を得るようなことではない。適正な支出管理をしなさい、ということ。そして、その働きに見合う役員報酬を支払いなさいということ。今後は、この公共性と非営利性をしっかり担保し、実践していくことで一般企業との違いを明確化していく必要があります。